

指定文化財の撮影許可申請について

指定文化財を対象に、商業利用(商品の開発・販売)や映像制作(テレビ番組等の撮影やCM制作、雑誌、映画制作など)の目的で撮影をされる場合には、撮影手法や目的が文化財に悪影響を及ぼすものでないことを事前に確認、申し合わせさせて頂くことを目的として、教育委員会では撮影許可申請の手続きを頂いています。記入見本を参考に、撮影許可申請書の提出をお願いします。

※商業利用ではないもの(個人のウェディングフォト等)は撮影申請不要です。

(ドローンを使用する場合は必要)

■申請書の作成について

- 申請者は、本件の撮影に係る責任者の名前で、所属団体と住所を記入下さい。
- 連絡先は、野外でも連絡が可能な携帯電話番号等を必ずご記入下さい。
- 撮影期間は、荒天時なども考慮して頂き、ある程度の期間をもたせて申請することが可能です。記入例:「4月1日～4月14日(うち3日間程度)」など

■提出方法と許可について

- 申請書に撮影の手法や目的がわかる概要書(企画書等)を添えて、下記担当まで郵送またはメール(PDFなど電子版)で提出して下さい(捺印不要)。
- 申請書類の受付から許可までは1週間～2週間程度を要します(あくまで目安です)。
- 撮影当日まで期日が少ない場合には、許可書の写しをPDFで送付しますので、撮影現場ではこれを印刷して携行下さい。許可書の原本は、後日、申請者に郵送しますので保管して下さい。

■都井岬の土地は私有地となっています

都井岬は民間団体「都井御崎牧組合」の所有地です。撮影許可の手続きとは別に、地権者にも事前に撮影の承諾についてご連絡をお願いします。

【都井御崎牧組合事務局】

電話:0987-76-1244(担当:今村) ※平日 10:00～16:00

■幸島では京都大学がニホンザルの研究を行っています

串間市の幸島は、日本でサル研究が最初に始まった場所であり、京都大学野生動物研究センターが現地に観察所を設けて研究員が1名常駐されています。年間を通じて様々な研究・観察が行われていますので、撮影に入られる場合には、事前に京都大学への申請が別途必要です。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

【京都大学野生動物研究センター幸島観察所】

電話:0987-77-0045(担当:鈴木)

※研究員は日中、幸島での調査研究で外出されていることが多いため、平日の午前中早めまたは夕方の時間帯がつながりやすいです。

※島に渡らずに、本土側から遠景を撮影するだけ等の場合は許可不要です。

ただし、ドローン等による空撮をされる場合にはご相談下さい。

※幸島は串間市有地となっています。

■撮影のセットなど仮設工作物を設置する場合

撮影に関連して、仮設のセット等、工作物などを設置する場合は、文化財の現状に影響を及ぼす行為として、文化財保護法に基づく「現状変更許可申請」の手続きが別途に必要な場合があります。

また、都井岬と幸島は「日南海岸国定公園」にも指定されていますので、別途に自然公園法に基づく「工作物の新築許可申請」も必要となる場合があります。

※いずれも申請書の受付から許可まで1～2ヶ月を要する場合がございます。

計画される場合には、お早めにご相談下さい。

※自然公園法に係る許可申請は、串間市では「商工観光スポーツランド推進課」が窓口となっております。お手数ですが別途、下記までお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ・申請先【文化財関係】

〒888-8555 串間市大字 5550

串間市教育委員会教育課 文化係

電話:0987-55-1163(直通)

Mail :bunka@city.kushima.lg.jp

■お問い合わせ・申請先【自然公園法関係】

〒888-8555 串間市大字 5550

串間市商工観光スポーツランド推進課

観光スポーツランド推進係

電話:0987-55-1126(直通)

Mail :kanko@city.kushima.lg.jp